

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設業課	コリンズ・テクリス検索システム利用料	令和4年4月1日	1,330,480	(一財)日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂5丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	工事実績及び測量調査設計業務実績情報システムを使用できるサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
2	技術・建設業課	営繕積算システムRIBC2賃貸借	令和4年4月1日	1,199,550	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	東京都港区西新橋3-25-33	第167条の2第1項第2号	営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理化を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と都道府県及び政令指定都市が積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム開発利用協議会」を発足した。営繕積算システムは、本協議会からの依頼により(一財)建築コスト管理システム研究所が開発・整備し、著作権・所有権を有していることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
3	技術・建設業課	建設業情報管理システム電算処理業務	令和4年4月1日	8,046,000	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	第167条の2第1項第2号	委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当該業務のため各県出資で設立した財団である。委託先、国、各県をLGWANで結び全許可業務で許可業務に用いる情報を共有するもので、当該サービスを提供する唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
4	技術・建設業課	企業情報等提供サービスの利用に関する契約書	令和4年4月1日	1,980,000	(一財)建設業技術者センター	東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア	第167条の2第1項第2号	建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者情報などの情報を提供するサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
5	技術・建設業課	沖縄県建設業経営力強化支援事業業務委託	令和4年4月1日	9,201,940	一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会	沖縄県那覇市字小禄1831-1沖縄産業支援センター314号	第167条の2第1項第2号	企画競争型随意契約(プロポーザル)を用い、審査委員会で提案内容を審査の上、総合得点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
6	技術・建設業課	令和4年度土木工事積算システム資材等単価データファイ	令和4年5月11日	5,324,000	(一財)経済調査会沖縄支部	沖縄県那覇市久米2-2-20	第167条の2第1項第2号	同業務に必要なデータの著作権を有しているため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
7	技術・建設業課	令和4年度土木工事積算システム資材等単価データファイル作成業務(その2)	令和4年5月11日	3,487,000	(一財)建設物価調査会沖縄支部	沖縄県那覇市久茂地3丁目1番1号	第167条の2第1項第2号	同業務に必要なデータの著作権を有しているため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	技術・建設 業課	沖縄県土木工 事積算システ ムメンテナンス 委託業務	令和4年4 月1日	34,100,000	(一財)日本建設情報総合 センター	東京都港区赤坂5丁目2 番20号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、システムの開発 者に運用・改良を履行させなければ、円滑な運 用に著しい支障が生じ、障害発生時に責任の 所在が不明確となるおそれがあるため、契約 の相手方として選定した。	特命随意 契約
9	技術・建設 業課	BV CADソフト サポート業務	令和4年4 月1日	1,210,000	(株)ビッグバン	東京都千代田区岩本町2 丁目8番12号	第167条の2 第1項第2号	ソフトのメンテナンス等は、ソフトの開発者に バージョンアップ、バグ等の対応を履行させな ければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、障害 発生時に責任の所在が不明確となるおそれ があるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
10	技術・建設 業課	令和4年度 沖 縄県リサイクル 資材評価認定 制度運営業務 委託	令和4年4 月15日	14,850,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、リサイクル資材の認定に係る新規 申請を受け、各種法令基準等に基づく書類審 査、品質や安全性の確認試験、工場確認等を 適正に行い評価委員会に諮る業務であり、品 質管理確認のための工場立入検査は公平・公 正に実施する必要がある。公平性や中立性が 求められる公益性の高いこれらの業務を履行 できる唯一の団体であるため、契約の相手方 として選定した。	特命随意 契約
11	技術・建設 業課	沖縄県建設産 業ビジョン推進 事業業務委託	令和4年6 月22日	10,741,500	一般社団法人沖縄しまた て協会	沖縄県浦添市勢理客4丁 目18番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、本県の建設産業に対する理解、沖 縄県建設産業ビジョン推進方策に関する企画 提案能力及び業務遂行体制等が求められる。 そのため、プロポーザル方式により広く公募 を行ったところ、1社から応募があった。選定 委員会において企画提案内容等を審査したと ころ、良好な評価であったため、契約の相手 方として選定した。	特命随意 契約
12	用地課	用地事務支援 システム保守 管理業務委託	令和4年4 月1日	2,336,400	株式会社創和ビジネス・ マシズ	沖縄県那覇市泉崎2丁目 23番2号	第167条の2 第1項第2号	本業務の内容は、平成22年度に公募型プロ ポーザル方式により事業者を選定し、(株)創 和ビジネス・マシズにより構築されたシステ ムの保守管理である。 構築事業者以外のものが本業務を履行する こととなると、障害発生時における責任の所在 等が不明瞭となり、運用に著しい支障をきたす 恐れがあるため、(株)創和ビジネス・マシズ を契約の相手方とした。	・長期継続 契約 ・特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	道路管理課	道路交通情報に関する業務委託	令和4年4月1日	14,825,800	公益財団法人 日本道路交通情報センター	東京都千代田区飯田橋1-5-10	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県管理道路に関する情報の収集及び提供業務を公益財団法人 日本道路交通情報センターに委託するものである。 日本道路交通情報センターは、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集及び提供を目的に設立された法人であり、道路交通法第109条の2第2項に規定する交通情報の提供に係る業務を実施する機関として公安委員会に認定されている。県管理道路に関する情報の収集及び提供業務と一体的に実施することが合理的かつ効果的であるが、他に公安委員会の認定を受けている機関がないことから、随意契約とするものである。	特命随意契約
14	河川課	令和4年度公共土木施設情報管理業務委託	令和4年5月2日	2,992,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1丁目7番13号	令第167条 の2第1項第2号	本業務は、前年度に竣工した工事を対象に、沖縄県における河川の整備状況及び現況を明らかにし、河川管理に関する基礎資料の作成及び竣工図面等を「公共施設情報管理システム」へ反映させる業務である。 本業務は、河川公共施設台帳を一元的に管理している「公共施設情報管理システム」のデータ更新であり、同システムに関する著作権・所有権を公益財団法人 沖縄県建設技術センターが有するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特命随意契約とした。	特命随意契約
15	海岸防災課	裁決に対する審査申出関係業務委託	令和4年4月27日	3,534,300	①ゆあ法律事務所 弁護士 宮國 英男 ②センター法律事務所 弁護士 松永 和宏 ③弁護士法人ニライ総合法律事務所(個人受注) 弁護士 仲西 孝浩 ④沖縄合同法律事務所 弁護士 加藤 裕	①沖縄県那覇市壺川3丁目5番6号 与儀ビル2階 ②沖縄県沖縄市中央3丁目1番6号 ③沖縄市美里6-25-16 カーサ・スペリオールⅢ202 ④沖縄県那覇市松尾2丁目17番34号	第167条の2 第1項第2号	本県契約見積書の相手方である、ゆあ法律事務所宮國弁護士、センター法律事務所松永弁護士、沖縄合同法律事務所加藤弁護士及び弁護士法人ニライ総合法律事務所仲西弁護士は、行政法に関する豊富な知識を有している。県はこれまでも、普天間飛行場代替施設建設に関する法律相談業務や一連の訴訟につき上記弁護士に委託してきたところであり、行政事務や行政事件に関する法的問題について高度な専門的見地からの助言を得てきたところであるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	海岸防災課	異常気象情報提供業務	令和4年5月10日	425,040	一般財団法人 日本気象協会	東京都豊島区東池袋3-1-1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県内における異常気象情報を速やかに入手し、災害復旧事業の円滑な進捗のための業務である。 一般財団法人日本気象協会は気象庁の事業を保管する役割を担って設立された一般財団法人であり、高度な気象技術を有しており信頼性も高く、当該業務を行っているのは日本気象協会のみであるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
17	海岸防災課	是正の指示に対する審査申出関係業務委託	令和4年5月11日	3,407,250	①ゆあ法律事務所 弁護士 宮國 英男 ②センター法律事務所 弁護士 松永 和宏 ③弁護士法人ニライ総合法律事務所(個人受注) 弁護士 仲西 孝浩 ④沖縄合同法律事務所 弁護士 加藤 裕	①沖縄県那覇市壺川3丁目5番6号 与儀ビル2階 ②沖縄県沖縄市中央3丁目1番6号 ③沖縄市美里6-25-16 カーサ・スペリオールⅢ202 ④沖縄県那覇市松尾2丁目17番34号	第167条の2 第1項第2号	本県契約見積書の相手方である、ゆあ法律事務所宮國弁護士、センター法律事務所松永弁護士、沖縄合同法律事務所加藤弁護士及び弁護士法人ニライ総合法律事務所仲西弁護士は、行政法に関する豊富な知識を有している。県はこれまでも、普天間飛行場代替施設建設に関する法律相談業務や一連の訴訟につき上記弁護士に委託してきたところであり、行政事務や行政事件に関する法的問題について高度な専門的見地からの助言を得てきたところであるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
18	港湾課	県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(桁製作設備損料その5)	令和4年5月27日	205,810,000	コーアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株) 特定建設工事共同企業体	沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 (代表構成員 コーアツ工業(株))	第167条の2 第1項第2号	本工事は、橋梁整備における桁(セグメント)を製作するための桁製作設備の機械損料(償却費、維持修理費、管理費)工事である。 桁製作設備は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その1)の受注者である左記業者が製作し、設置した設備である。 当該設備は事業完了まで全セグメントを製作するために必要な設備であり、本橋梁建設のための特殊仕様となっている。 償却費、維持修理費、管理費を含む機械損料については、左記業者と継続して契約しなければならない。 上記の理由により、当該業務の性質が、競争入札に適さないものに該当することから左記業者と随意契約を行った。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和4年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	空港課	南大東空港航空灯火改良工事(R3)	R4.5.11	87,780,000	株式会社 宜野湾電設	沖縄県宜野湾市赤道2-20-2	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、南大東空港において進入角指示灯及び滑走路末端識別灯の改良を行う工事である。</p> <p>一般競争入札に二度付したが、いずれも落札者がなかった。</p> <p>本工事対象の灯火は老朽化が進み、突発的な故障の危険性が高くなっており、航空機離発着時の安全性を確保するために早期に改良を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、一般競争入札において応札のあった左の社を、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく不落随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
20	空港課	久米島空港航空灯火改良工事(R3)	R4.5.16	37,620,000	株式会社 大輝	沖縄県豊見城市字我那覇445-12	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、久米島空港の誘導路灯火の改良工事である。</p> <p>一般競争入札に付したが、応札業者がなかった。</p> <p>本工事対象の灯火は老朽化が進み、突発的な故障の危険性が高くなっており、航空機離発着時の安全性を確保するために早期に改良を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、灯火工事の実績のある業者へのヒアリングを実施し、応札の意思を示した3社から見積を徴収し、左の社を地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく不落随意契約の相手方とした。</p>	
21	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール分岐器修繕業務(R4)	令和4年5月2日	99,968,000	沖縄都市モノレール株式会社 代表取締役社長 渡慶次道俊	沖縄県那覇市字安次嶺377-2	第167条の2 第1項第2号	<p>営業区間で行われる修繕工事のため、沖縄都市モノレール株式会社が受託して実施することを「沖縄都市モノレール関連施設の大規模修繕に関する覚書」で締結しているため。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール技術審査支援業務(R4)	令和4年5月12日	1,309,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター 理事長 桃原 一郎	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札において、施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。 工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さないため。	特命随意契約
23	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール工事調整会議業務(R4)	令和4年5月17日	2,860,000	株式会社トーニチコンサルタント沖縄事務所 所長 下川 哲也	沖縄県那覇市久茂地1丁目4番15号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄都市モノレール輸送力増強事業(インフラ部)の工事に係る発注者・設計者・施工者で構成される工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性の確認及び設計思想の伝達等を行い、各種の情報共有を図ることを目的とする。 「工事調整会議」実施要領に基づき、詳細設計業務を実施した受注者(共同企業体)の代表者(代表構成員)である者を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
24	都市公園課	令和4年度国営沖縄記念公園の公園施設に係るモニタリング支援委託業務	令和4年4月1日	18,872,700	一般社団法人 日本公園緑地協会 会長 有銘 信	東京都千代田区岩本町三丁目9番13号岩本町寿共同ビル	第167条の2 第1項第2号	指定管理に係る財務調査、入館者数の対前年増減に係る分析、課題解決に向けた検討など、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務となっていることから、提出された企画提案に基づいて、仕様を作成する方が最も優れた効果を期待できるため。	
25	建築指導課	建築行政共用データベースシステム(総合管理センター環境)利用契約	令和4年4月1日	3,440,250	一般財団法人 建築行政情報センター	東京都新宿区神楽坂1丁目15番地	第167条の2 第1項第2号	建築行政共用データベースシステムは、建築行政に係る事務処理の迅速化を図るため、「住宅市場整備等推進事業」による国庫補助事業として、平成19年より3年かけ構築された。同システムは国、特定行政庁および民間確認検査機関等の相互情報共有のため、開発・運営を(一財)建築行政情報センターが行っており、同社以外に契約できる機関はない。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和4年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	建築指導課	宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託	令和4年4月1日	1,724,000	一般財団法人 不動産適正取引推進機構	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号	第167条の2 第1項第2号	宅建業の免許、宅地士の資格登録等の事務については、全都道府県及び国土交通省が契約の相手方である同機構にその開発を委託しており、当該システムを熟知した同機構が運用管理も一元化して担うことが最適だと判断されるため。	特命随意契約
27	住宅課	令和4年度住まいの総合相談窓口整備業務	令和4年4月1日	8,917,700	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番地7	第167条の2 第1項第2号	<p>当該業務は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、住まいの総合相談窓口を開設し住宅等に関する情報提供や各種相談など、県民の多様なニーズに対応していくことで、住生活の安定の確保及び向上の促進を図るものである。</p> <p>情報提供、相談内容では「賃貸住宅(原状回復、隣人の騒音等)に関すること。」、「住宅等の建設及びリフォーム(工期遅延、瑕疵等)に関すること。」、「住宅等の法律・税金・登記に関すること。」など、ソフト・ハードの面で多岐にわたる。</p> <p>このことから、業務を担う条件として、高い専門性、調整力、公平性、秘匿性及び継続性が求められる。</p> <p>沖縄県住宅供給公社は、1966年に設立され、これまで分譲住宅や賃貸住宅の建設、公営住宅の維持管理など、県民によりよい暮らしの提供や、住宅行政の推進に取り組んでおり、住宅等建設に関する資金運営・技術力などの知識、トラブル調整・対応などの豊富な経験を有している。これまでの業務実績は県民に認知され、公平性に加え安心感や信頼度も高いことから本業務の成果を十分に発揮するものとして期待できる。</p> <p>以上のことから、沖縄県随意契約ガイドライン「5 随意契約の適用基準(2)④」において、本契約の性質及び目的に沿って履行できる唯一の公共団体である。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	住宅課	県営住宅及び 集会所の火災 保険料	令和4年 5月2日	29,580,994	公益社団法人 全国公営住宅火災共済 機構	東京都港区虎ノ門2丁目 3番17号虎ノ門2丁目 タワー21階	第167条の2 第1項第2号	地方自治法第263条の2で規定される、地方 公共団体が火災等による財産の損害に対し相互 救済事業を実施する際に議会の議決を経て 委託することができる全国的な公益法人である ため	特命随意 契約
29	住宅課	令和4年度沖縄 県営住宅家賃 等長期滞納整 理業務(本島地 区)	令和4年 4月1日	17,643,389	沖縄県住宅供給公社・当 山法律事務所共同体 ①沖縄県住宅供給公社 ②当山法律事務所	①沖縄県那覇市旭町11 4番地7 ②沖縄県那覇市松尾2丁 目16番52号松尾公園テミ スビル4階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ左の1者から応募があった。企画提案内容 等を選考委員会において審査したところ、選定 基準を満たしていたため、契約の相手方として 選定した。	特命随意 契約
30	住宅課	令和4年度沖縄 県営住宅家賃 等長期滞納整 理業務(宮古・ 八重山地区)	令和4年 4月1日	4,044,509	県営住宅の未収金解消 を目的とする事業 ①住宅情報センター(株) ②うむやす法律会計事務 所	①沖縄県宮古島市平良 字西里1107-7 ②沖縄県那覇市天久2- 10-28	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ左の1者から応募があった。企画提案内容 等を選考委員会において審査したところ、選定 基準を満たしていたため、契約の相手方として 選定した。	特命随意 契約
31	住宅課	県営住宅使用 料等集金代行 業務	令和4年 4月1日	1,577,000	株式会社 沖縄債権回収 サービス	沖縄県那覇市西1丁目19 番7号	第167条の2 第1項第2号	法務大臣の許可を受け、効果的な債権回収 を行う体制を有しており、系列グループ外の債 権回収業務も受託可能な県内唯一の企業であ るため	特命随意 契約
32	住宅課	県営住宅電算 システム運用 支援業務	令和4年 4月1日	10,524,492	富士通Japan(株)沖縄支 社	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	県営住宅電算システムの安全かつ円滑な運 用を期するため、開発先の富士通Japan株式 会社沖縄支社と随意契約することが適当であ ると判断したため。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	住宅課	令和4年度県営住宅建物明渡等強制執行業務委託	令和4年4月1日	2,940,000	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番地7	第167条の2第1号第2号	本業務を指定管理者以外のものに行わせることは、指定管理者以外の事業者が入居者情報や住戸の鍵を取り扱うことになり、個人情報や施設管理の面から支障を来す恐れがある。このため、本業務については、県営住宅指定管理者である沖縄県住宅供給公社との随意契約を交わすことが適当であると判断したため。	特命随意契約
34	住宅課	県営住宅電算システム改修業務委託	令和4年4月1日	4,686,000	富士通Japan(株)沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号	第167条の2第1項第2号	県営住宅電算システムの安全かつ円滑な運用を期するため、開発先の富士通Japan株式会社沖縄支社と随意契約することが適当であると判断したため。	特命随意契約
35	施設建築課	令和4年度沖縄県土木建築部営繕技術支援業務(技術審査)	令和4年5月25日	4,796,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 当該法人は、民間業者との利害関係がなく、公平・公正な技術審査ができる唯一の機関であり、他に変わるものはいないことから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	施設建築課	県営浦添市街地住宅・大山高層住宅昇降機改修工事	令和4年6月21日	130,559,200	沖縄パナソニック特機株式会社	沖縄県那覇市西2丁目15番1号	第167条の2第1項第2号	<p>本工事は、県営浦添市街地住宅及び県営大山高層住宅に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加及びメーカー部品供給停止に伴う改修工事である。</p> <p>当該エレベーターは、メーカーの日本オーチス・エレベータ(株)の県内代理店であり施工業者である沖縄パナソニック特機(株)により設置されている。</p> <p>エレベーターは各社独自の技術により製造されており、メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができないという現状があり、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであった。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、左記契約相手方と随意契約を行った。</p> <p>また、工事発注にあたり、最近の県発注工事において、エレベーター工事の受注実績がある施工業者から参考見積りを徴収したところ、沖縄パナソニック特機(株)以外は、安全及び品質が保証できない等の理由により、見積書の提出を辞退している状況があった。</p> <p>以上のことから、沖縄県財務規則139条第1項ただし書きの特別の事情に該当すると考えら、1者から見積書を徴取した。</p>	特命随意契約
37	施設建築課	令和4年度沖縄県土木建築部営繕技術支援業務(技術審査)	令和4年5月25日	4,796,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。</p> <p>当該法人は、民間業者との利害関係がなく、公平・公正な技術審査ができる唯一の機関であり、他に変わるものはいないことから、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	施設建築課	平和祈念資料館改修工事(設備)監理業務	令和4年6月21日	3,949,000	株式会社 環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地一丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	<p>工事監理業務の対象となる工事内容は、平和祈念資料館の既設照明設備、発電機設備、音響設備、空気調和機、給排気設備、中央監視装置、自動制御機器、浄化槽設備の一部配管・ポンプ類、除湿機の新設と改修する設備が多岐に渡る工事である。</p> <p>改修工事の設計は、目視で確認できる範囲で行ったものであり、施工段階で新たな事項が確認された場合、変更設計等迅速な対応が必要となる。</p> <p>また、施設の休館期間が令和4年12月から令和5年4月と5か月間となっており、作業期間の制約があることや改修機器が多く、改修範囲も広いと、不測の事態に迅速に対応することが求められている。</p> <p>このように本業務は改修対象設備が多くかつ休館期間で工事しなければならないという施設上の制約があり、計画変更が生じた際の検討業務も含まれ、現場を停滞させることなく、円滑に対応するためには、現場施設の状況に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適さないものと考えられた。</p> <p>当該工事の設計者は、設計業務の実施を通じ、施設管理者との調整、現場調査及び計画の決定に至る過程も熟知しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと考えられたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約
39	首里城復興課	沖縄県公式首里城復興サイト保守・運営業務委託	令和4年4月1日	1,611,720	沖縄セルラーアグリ&マルシェ(株)	沖縄県那覇市松山1-2-1	第167条の2 第1項第2号	<p>同サイト設計・構築事業者でなければ、保守業務を行うことは困難であるため、令和2年度システム構築以来、同一の社を契約の相手方としている。</p> <p>なお、令和2年度のシステム構築業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	首里城復興課	令和4年度令和首里城復興イベント運営事業に係る業務委託	令和4年5月13日	80,000,000	(株)アドスタッフ博報堂	沖縄県那覇市鏡原町10-8	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	
41	首里城復興課	首里杜館ビクターロビー等改修工事監理業務	令和4年6月14日	3,047,000	(株)国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	本業務は、改修工事における監理業務であり、並行して行う工事との調整が重要となっている。また、10月末から11月初旬に実施する首里城正殿の起工式や首里城復興に関する各種イベント等が予定されており、多くの集客が見込まれるため、工期の厳守が必須となっている。左記の設計者は本工事に係る実施設計業務を行っており、現場状況等に精通していることから、工事を円滑な進捗が図れるものと思慮されるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
42	北部土木事務所	北部管内特殊車両通行許可申請等審査支援業務委託(R4)	令和4年4月14日	3,388,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、道路法に基づく特車両通行許可申請における書類審査等の技術支援業務である。 当該法人は、沖縄県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「OCTC公共施設情報管理システム」に関する著作権・使用権を有しており、審査において便覧に該当がない交差点、橋梁等について、同システムを活用した円滑な審査が可能となることから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
43	北部土木事務所	北部管内道路及び河川ボランティア支援業務委託(R4)	令和4年4月26日	10,956,000	公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会	沖縄県南風原町字新川135	第167条の2 第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を実施するものである。 当該法人は、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できることから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	北部土木 事務所	北部管内フラ ワークリエイ ション業務委託 (R4-4)	令和4年4 月26日	6,543,609	社会福祉法人 豊饒会	本部町字渡久地493-1	第167条の2 第1項第3号	本業務は、沖縄らしい風景まちづくりの観点から、花木等を設置し、重点管理を行うことで観光地沖縄県をアピールするものである。 障害者支援施設である当該法人より、本業務に対する参加要請があったことから、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
45	中部土木 事務所	仲順地すべり 対策工事(R3 -2)	令和4年4 月12日	17,215,000	有限会社 山城土木工事	沖縄県浦添市牧港1丁目 32番5号	第167条の2 第1項第8号	【工事概要】 本工事は仲順地すべり防止区域における地すべり対策工事である。 本工事は令和4年2月24日に不調・不落対策として、入札参加資格を拡大して一般競争入札で公告したところ、2者応札者がいたが、1者は最低制限価格を下回り失格、残りの1者は取り抜け案件を設定している上位工事を落札したため、落札にはいたらなかった。 本工事箇所は、令和2年度に大雨等により斜面崩落が発生しており、民家に近接していることから、台風シーズン前に工事を完了させる必要があるため、再度入札手続きを行うことができない。 【随意契約の理由】 自治法施行令第167号の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」による随意契約を行う。 見積依頼業者は、応札者2者のうち、制限価格内で応札している1者を選定し、契約を行った。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
46	中部土木事務所	中部管内道路及び河川ボランティア支援業務委託(R4)	令和4年4月14日	24,453,000	公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会	沖縄県南風原町字新川135番地	第167条の2第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。 ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品等の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。 よって、本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須である。 このことから、本業務を適正に執行する能力を有し、豊富な緑化事業の経験と継続的に事業を実施している団体に該当するのは左記委員会のみであり、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付することは適当ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める規定により随意契約を行うものである。	特命随意契約
47	中部土木事務所	令和4年度 性能規定型道路除草等業務委託(中部管内その2)	令和4年4月14日	17,050,000	金城グリーン 株式会社	沖縄県うるま市字大田220番地1 2F	第167条の2第1項第2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があり、うち1社は辞退したため、1社から提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として特定されたため、契約の相手方として選定した。	
48	中部土木事務所	令和4年度 性能規定型道路除草等業務委託(中部管内その3)	平成14年4月14日	17,930,000	有限会社 緑新開発	沖縄県沖縄市池原2丁目10番35号	第167条の2第1項第2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があり、うち2社は辞退したため、1社から提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として特定されたため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
49	中部土木 事務所	中部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 4)	令和4年4 月15日	3,355,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>1. 業務概要 本業務は、中部土木管内の道路の保全を図るため、道路法に基づく特殊車両通行申請等に係る技術支援や書類審査を行うものである。</p> <p>2. 随意契約及び相手方選定の理由 特殊車両通行申請は貨物輸送の他、建設車両系が多いことから、工事受注者等と利害関係が無い独立した機関で審査することが求められ、競争入札に適しない。 沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県及び市町村の出捐により設立され、民間事業者と利害関係の無い独立した機関であり、公正・中立の立場で審査を行うことができる。 本業務は、平成30年度から建設技術センターへ委託し、円滑、公平、公正に事務処理が遂行されている。 よって、地方自治法施行令第167号の2第1項2号に基づき、随意契約を行う。</p>	特命随意 契約
50	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)船舶給水 業務委託(R4 -1)	令和4年4 月28日	1,975,524	中城湾港運 株式会社	沖縄県沖縄市海邦町3番 地42	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、中城湾港新港地区内の東西ふ頭岸壁へ接岸した船舶の内、生活用水の給水を希望する者へ岸壁に整備された給水栓から船舶へ給水し、作業を委託する業務である。</p> <p>1 随意契約とする理由 ・本給水業務は年間を通して途切れなく作業するサービスのひとつであり、年度当初に契約すべく準備を進め、沖縄市とうるま市管内で「管工事業」に登録された業者(49社)へ競争入札に付したところ不調(応札社:1社)となった。このため、年度内給水業務の契約手続きを進めるまでの間、二ヶ月程度の給水業務を随契する。</p> <p>2 業者選定理由 ・中城湾港新港地区ふ頭用地内にある上屋使用者に選定され(R4~R9)、フォークリフトやクレーン等で荷役作業を実施しており、平成29年まで本業務を指名を受け又その1社は複数年実績がある。このことから緊急的措置である今回業務について2社選定し、価格競争の結果左記業者と随意契約を行った。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
51	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)工事調整会議業 務委託(R4)	令和4年4 月28日	1,287,000	大日本コンサルタント 株 式会社 沖縄事務所	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備 工事における、工事請負者、設計者、工事発 注者で構成する工事調整会議を開催し、設計 図書と現場の整合性確認及び設計思想の伝 達を行い、各種情報の共有を図ることを目的と する。 本業務の実施にあたっては、「工事調整会議」 実施要領(平成27年10月19日付 土技第898 号一部改正)第6. ②に基づき、詳細設計を実 施したコンサルタントと随意契約するものとす る。	特命随意 契約
52	中部土木 事務所	河川事業技術 審査支援業務 委託(R4-1)	令和4年5 月2日	1,397,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	下記理由により、地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号を適用し、(公財)沖縄県建設 技術センターと随意契約を行うものである。 【特命随意契約とする理由】 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関 する法律」に基づく総合評価落札方式による発 注関係事務(技術審査)である。 本業務の内容は、発注資料作成[公告文 (案)、入札説明書(案)]及び入札参加者から 提出される技術資料の分析・整理、ヒアリング 記録作成であり、発注・入札情報に接すること となる。 (公財)沖縄県建設技術センターは、建設事業 の振興発展に寄与することを目的として、沖縄 県及び市町村の出資により設立された財団で ある。このような趣旨で設立された(公財)沖縄 県建設技術センターは、十分な知識・経験を有 する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保 持を確保できる体制が整備されていることか ら、発注関係事務を公正に行う条件を備えて いることから、同社と随意契約を行った。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
53	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)工業用地 除草等管理業 務委託(R4)	令和4年5 月31日	4,967,600	公益社団法人 沖縄市シ ルバー人材センター	沖縄県沖縄市美原3丁目 1番1号	第167条の2 第1項第3号	本業務は、中城湾港(新港地区)工業用地にお ける未売却用地の除草業務である。 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター は、高齢化社会へと急速に進む中、高齢化の 「生きがい」の対象事業として、平成元年2月に 法人認可されており、各方面で高齢者による 事業を展開している。沖縄市シルバー人材セ ンターの職種としては、清掃、草刈等を多く受 託しており、まさに適材適所といえるところ、当 事務所においても新港地区内の道路等の除草 業務を委託しており、その結果においては充分 な成果を上げている。 当該センターは利益を追求しない公益社団法 人であり、高年齢者等の雇用の安定等に関す る法律に規定するシルバー人材センターであ る。よってシルバー人材の活躍を企てるため地 元沖縄市シルバー人材センターと随意契約を 行った。	特命随意 契約
54	中部土木 事務所	中城湾港(西原 与那原地区)臨 港道路樹木管 理業務委託(R 4)	令和4年5 月31日	2,640,000	公益社団法人 西原町シ ルバー人材センター	沖縄県西原町字与那城1 35番地(2階)	第167条の2 第1項第3号	本業務は、中城湾港西原与那原地区の臨港 道路1号線(中部管内)及び2号線の樹木管理 業務を委託するものである。 公益社団法人西原町シルバー人材センター は、高齢化社会への急速に進む中、高齢化の 「生きがい」の対象事業として、平成元年2月に 法人認可されており、各方面で高齢者による 事業を展開している。西原町シルバー人材セ ンターの職種としては、清掃・草刈等を多く受 託しており、まさに適材適所といえるところ、当 事務所においても西原町与那原地区(マリンタ ウン)の中部管内臨港道路の樹木管理業務 (除草等)を受託しており、その結果においては 十分な成果を上げている。 当該センターは利益を追求しない公益社団法 人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する 法律に規定するシルバー人材センターである。 よってシルバー人材の活躍を図るため地元西 原町シルバー人材センターと随意契約を行っ た。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
55	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)技術 審査支援業 務委託(R4)	令和4年6 月2日	1,881,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。 本業務の内容は、工事発注資料作成[公告文(案)、入札説明書(案)]及び工事入札参加者から提出される技術資料の分析・整理及びヒアリング記録作成であり、発注工事情報に接することになるため、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。 公益財団法人 沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。 上記の理由により、当該業務の性質が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないものに該当し、(公財)沖縄県建設技術センターと随意契約を行った。	特命随意 契約
56	宮古土木 事務所	伊良部大橋支 承補修工事(R 3-2)工事調 整会議業務委 託	令和4年5 月10日	693,000	(株)日本構造橋梁研究 所	東京都千代田区岩本町 3-8-15 FGEX岩本町ビル 2階	第167条の2 第1項第2号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した業者と随意契約を締結した。 本業務は、伊良部大橋支承補修工事(R3-2)について、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認や設計思想の伝達を行い、各種の情報共有を図るものである。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
57	宮古土木事務所	宮古管内道路ボランティア支援業務委託(R4)	令和4年5月12日	12,364,000	公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会	南風原町新川135	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。</p> <p>ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を経ており、本業務は緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な内容となっている。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須であり、沖縄県内においては当該事業者のみであることから、契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
58	宮古土木事務所	比嘉ロードパーク他4箇所維持管理業務委託(R4)	令和4年5月23日	5,720,000	社会福祉法人 みやこ福祉会	宮古島市平良下里310 7番地の243	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、比嘉ロードパーク等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。</p> <p>業務可能と思われる事業所へ照会したところ、本委託と同等な作業が行える障害福祉事業所は契約事業所のみであった。</p> <p>同事業所は、県及び市の公共施設の清掃、除草対策等を受託するなど豊富な実績があり、除草等の体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能であるため、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
59	宮古土木事務所	保良西里線外道路維持管理業務委託(R4)	令和4年6月6日	8,800,000	公益社団法人 宮古島市シルバー人材センター	宮古島市平良下里416 -4	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、快適な道路環境を確保するための除草等を行うもので、高齢者の雇用安定及び促進等に資するものである。</p> <p>宮古島市シルバー人材センターは、高齢者の「生きがい」対象事業として平成4年に設置され、それ以降、県及び宮古島市の公共施設の清掃、除草作業を受託し、豊富な実績があり、除草等については体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能である。</p> <p>高齢者の社会とのつながりの確保、高齢者の雇用の安定及び促進、市民サービスの向上が図れるため、同センターを契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
60	宮古土木 事務所	宮古管内海岸 漂着物等回収 処理業務委託 (R4-3)	令和4年6 月10日	15,406,600	(有)西筋産業	多良間村字塩川538	第167条の2 第1項第8号	<p>本業務は、多良間村塩川地内(普天間海岸)における軽石及び漂着ゴミの回収処理業務委託である。</p> <p>これまで、2度の競争入札を行ったが、1回目の指名競争入札では不調、2回目の一般競争入札では不落となった。</p> <p>このことから、履行場所が多良間島内であることを鑑み、(有)西筋産業と随意契約を締結した。</p> <p>当業者は、昨年度同種の委託業務を実施しており、本社が多良間島内にあることから現場条件に精通し、本業務においても円滑かつ適正な施行が可能と考える。</p>	特命随意 契約
61	宮古土木 事務所	池間大橋橋詰 広場外2箇所 維持管理業務 委託(R4)	令和4年6 月14日	2,242,900	特定非営利活動法人 マーズ	宮古島市平良狩俣1155- 1	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、池間大橋橋詰広場等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。</p> <p>業務対応の可否について宮古管内の事業所への確認を行ったところ、対応可能とした事業所は当事業所のみであった。</p> <p>同事業所は、県及び民間の類似業務の受注経験も豊富であり、除草等の体制が充実していることから今回業務も適正に執行することが可能であるため契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
62	八重山土木事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R4-1)	令和4年6 月28日	528,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の内容は、品確法に基づく総合評価落札方式による発注関係事務を含むものであり、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案))及び工事入札参加者から提出される技術資料の審査・整理を行うものであり、発注工事情報に接することになるため、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>建設技術センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術支援を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいない。</p>	特命随意契約
63	下地島空港管理事務所	下地島空港港 湾衛生調査業 務委託(R4)	6月17日	1,584,000	沖縄サニタリー(株)代 表取締役 下地 弘政	沖縄県那覇市西2丁目13 番15号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、国際線定期便就航に伴い、国内に常在しない感染症の病原体が航空機を介して国内に侵入する可能性があることから、下地島空港内及び周辺地域における病原体を媒介する虫類の有無その他これらの感染症に関する衛生状態を明らかにするため、ねずみ族・蚊族等の感染症媒介動物を捕獲し、種の同定、保存のうえ、リスク評価等の港湾衛生調査業務を行うものである。</p> <p>本業務の実施に際して、感染症媒介のリスク評価を行うため、感染症媒介動物に関する専門的知見等を有するとともに、空港での業務内容を熟知している者が行う必要がある。</p> <p>よって、本業務を実施できるのは、感染症対策に係る複数の条件を満たした事業者として沖縄県内で唯一、公益社団法人ペストコントロール協会より優良事業所として認証され、那覇港・那覇空港区域衛生管理運営協議会の会員として、空港内での業務を熟知している「沖縄サニタリー株式会社」のみであることから、本業者より見積書を徴収し、随意契約を締結した。</p>	特命随意契約